公　告

大規模小売店舗立地法第６条第２項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和８年11月20日から令和９年３月23日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和８年11月20日

山口県知事　村　岡　嗣　政

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　　アルク長府中土居店

所在地　　下関市長府中土居本町590

２　届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住　所	代表者の氏名
株式会社ＮＴＴ西日本アセット・プランニング	大阪市都島区東野田四丁目15番82号	井上　登晃

３　変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事　項	変　更　前	変　更　後
駐輪場の位置及び収容台数	縦覧に供する届出書類に示すとおり	

４　届出年月日

令和８年11月２日

５　変更年月日

令和８年12月１日